入 札 公 告

福島県福島北警察署公告第３号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和８年10月７日

福島県福島北警察署長　小 林 健 一

１　入札に付する事項

(1) 件　　名　福島北警察署瀬上交番ほか８施設の電気供給業務　一式
(2) 業務仕様等　仕様書による。
(3) 供 給 期 間　令和８年12月の検針日から令和９年12月の検針日前日まで
(4) 供 給 場 所　福島北警察署瀬上交番（福島県福島市瀬上町字本町24）ほか８施設

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令（昭和22年政令16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
(5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第５条に定める資格要件を満たしている者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限　令和８年10月21日（水）午後５時まで
(2) 提出場所　郵便番号960-0231　福島県福島市飯坂町平野字江合２－８
福島県福島北警察署会計課
電話番号 024(554)0110

4　入札説明書等の交付場所等
次により、入札説明書、仕様書、契約書(案)、申請書等の様式を配付する。
(1) 場所　３(2)に掲げる場所
(2) 期間　令和８年10月７日（水）～令和８年10月21日（水）
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島北警察署ホームページにおいて公開する。

5　仕様書等の質問及び回答予定
(1) 仕様書等の質問
令和８年10月７日（水）～令和８年10月13日（月）
(2) 質問の回答予定
令和８年10月15日（木）

6　入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日　時　令和８年11月４日（水）　午後１時30分
(2) 場　所　福島県福島北警察署３階大会議室（福島市飯坂町平野字江合２－８）
(3) その他　郵便による入札は認めない。

7　入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8　入札参加者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県福島北警察署長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10　その他
(1) 入札方法　入札金額は、各入札者が設定した契約アンペア、契約電力若しくは契約容量に対する単価（基本料金単価という。(小数点以下を含むことができる。)）及び使用電力量に対する単価（電力料料金単価という。kWh単価（小数点以下を含むことができる。)）を根拠とし、県が提示する契約アンペア、契約電力若しくは契約容量及

び予定使用電力に基づき算出した12月分の総額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否　要

(4) その他　詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県福島北警察署会計課

電話番号　024(554)0110

※　受付時間

平日の午前９時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。